

基幹統計調査の承認の状況

(平成 27 年 10 月 1 日～11 月 30 日分)

平成 27 年 12 月 11 日
政策統括官(統計基準担当)

| 統計調査の名称 | 実施者 | 主な承認事項 | 承認年月日 |
|---------------|----------------|--|-----------|
| 国勢調査 | 総務大臣 | 承認事項の変更 平成 27 年調査の実施に当たり、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨への対応として、茨城県常総市における調査票の提出期限を延長 | H27.10.27 |
| 経済センサス - 活動調査 | 総務大臣 経済産業大臣 | 承認事項の変更 平成 28 年 6 月の調査実施に当たり、以下のとおり変更 ・ 東日本大震災に伴う調査計画の変更のうち、調査対象から除外する調査区の範囲を変更 | H27.10.29 |
| 人口動態調査 | 厚生労働大臣 | 承認事項の変更 地方自治法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 42 号)により、平成 28 年 4 月から、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市に、区に代えて総合区を設け、総合区長を置くことができるようになることに伴い、平成 28 年 4 月調査から、調査対象の範囲及び報告を求める者並びに調査票様式の表記を変更 | H27.11.19 |

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。